

市税と国民健康保険税における収納事務の統合について

町田市5ヵ年計画17-21の行政経営改革プラン「3-2-3市債権全体の適正な管理」に掲げる強制徴収公債権の徴収体制の見直しとして、市税と国民健康保険税における収納事務の統合を以下のとおり実施します。

1 目的

- (1) 国民健康保険税の収納率向上
- (2) 納付相談窓口の統合等による市民サービスの向上

2 概要

いきいき生活部保険年金課が所管する国民健康保険税の収納事務を財務部納税課に移管し、「税」部門の収納事務を統合します。

3 実施時期

2018年4月1日

4 実施の効果

(1) 国民健康保険税の収納率向上

国民健康保険税の滞納整理業務において、納税課の専門的な知識を活用することで、納税相談の早期着手や困難案件の対応が可能となり、さらなる収納率の向上を目指します。

(2) 市民サービスの向上

これまで別々であった納税に関する問い合わせや納税相談の窓口が統合されることにより、一か所で市税全体の納税や相談等が可能になります。

また、市税の早期納付を一括して呼びかけることにより、市民が滞納者とならないよう働きかけます。

(3) 事務の効率化

納税課と保険年金課それぞれで行っていた収納管理業務や滞納整理業務、納付相談業務等の統合により、事務の効率化を図ります。